

課税原料品による製品の輸出に係る関税払戻し
(減額・控除) 申請書 (T-1620)

「払戻し(減額・控除)を受けようとする金額」欄には、払戻しを受けようとする課税原料品について納付した関税(減額又は控除を受けようとする場合にあつては減額又は控除を受けようとする課税原料品について納付すべき関税。以下同じ。)の額を記入するが、その記入すべき払戻し(減額・控除)額の算定は、次による。

- (1) 課税原料品を使用して製造した貨物(副産物が生じたときはその副産物を含む。以下同じ。)の全部が輸出されたとき 製造に使用した課税原料について納付した関税の全額
- (2) 課税原料品を使用して製造した貨物の一部が輸出されないとき その輸出貨物中に含まれることとなつた部分に対応する課税原料品の関税の額

(注) 算出方式

$$\text{払戻し額} = \frac{\text{課税原料品について納付した関税額}}{\text{製品}} \times \frac{\text{輸出貨物の価格}}{\text{製品の合計額}}$$

この場合において、払戻し額の算定上さしたる影響を与えないような小さなもので、国内に引き取られる副産物については、便宜これを除外して計算して差し支えない。

- この申請書には、課税原料品の「輸入許可書」又は「輸入原料品納税済証明書」(T-1530)及び税関の確認を受けた「課税原料品による輸出貨物製造終了報告書」(T-1610)を添付する。